

貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について

1. 調査内容

(1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

(2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が 10m^3 以下のもの）について、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

(3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、厚生労働省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付衛水第12号、平成16年1月22日最終改正）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

2. 調査方法及び時期

都道府県等の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、平成21年度の衛生管理状況の調査を実施した。

平成21年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県等から収集した簡易専用水道検査機関（地方公共団体の機関及び登録検査機関）による検査実績をもとに集計した。

3. 調査結果

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1－1、1－2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があったために報告された施設についての指摘事項は表1－3、行政による立入検査数は表1－4、都道府県、保健所設置市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1－5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1－1のとおりである。

表1－1 簡易専用水道の設置状況及び検査結果

	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21
検査対象施設数	210,913	211,274	211,252	212,573	212,462
検査実施施設数	172,548	166,868	165,534	170,064	167,926
受検率	81.8%	79.0%	78.4%	80.0%	79.0%

注)

・各都道府県、保健所設置市、特別区毎の受検率は表 1－5 参照

表1－2 簡易専用水道の検査における不適合内容の推移

			平成17	平成18	平成19	平成 20	平成 21
検査指摘施設数			61,285	48,660	55,542	59,092	46,452
検査指摘率			35.5%	31.3%	32.4%	34.7%	27.7%
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	17.9%	17.8%	15.7%	12.0%	13.5%
		受水槽本体の状態	15.5%	18.0%	16.0%	14.3%	16.9%
		受水槽上部の状態	9.3%	8.3%	8.6%	7.0%	8.2%
		受水槽内部の状態	11.8%	12.0%	11.9%	10.4%	12.3%
		マンホールの状態	20.0%	20.8%	21.2%	17.1%	19.5%
		オーバーフロー管の状態	11.0%	10.7%	9.7%	7.9%	8.8%
		通気管の状態	13.8%	13.2%	12.8%	10.7%	11.9%
		水抜き管の状態	9.7%	9.3%	8.4%	8.4%	10.0%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	10.4%	11.8%	10.0%	8.0%	9.8%
		高置水槽上部の状態	3.1%	2.4%	2.2%	1.8%	2.3%
		高置水槽内部の状態	9.4%	9.0%	8.4%	7.3%	8.8%
		マンホールの状態	16.2%	16.6%	16.3%	12.8%	15.6%
		オーバーフロー管の状態	7.9%	7.8%	6.4%	5.4%	6.1%
		通気管の状態	15.1%	15.8%	15.9%	13.4%	14.6%
		水抜き管の状態	2.8%	3.0%	1.9%	2.1%	2.4%
	他	給水管等の状態	1.6%	1.6%	1.4%	1.3%	1.4%
水 質 検 査		臭気	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
		味	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
		色	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
		色度	0.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%
		濁度(濁りを含む)	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%
		残留塩素	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%
書類の整備保存の状況			30.5%	27.4%	29.7%	25.5%	30.3%

注)

※1：検査指摘施設数は、検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設数

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

・検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表1－3－1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容の推移

			平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
報告施設数			738	698	668	693	686
報告率			0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	11.1%	10.7%	10.9%	6.6%	13.0%
		受水槽本体の状態	23.4%	20.8%	24.0%	23.4%	29.6%
		受水槽上部の状態	7.5%	7.0%	7.8%	5.2%	9.8%
		受水槽内部の状態	25.3%	18.3%	17.2%	12.6%	18.2%
		マンホールの状態	19.1%	16.9%	17.7%	13.3%	19.8%
		オーバーフロー管の状態	10.2%	8.5%	8.8%	4.2%	7.7%
		通気管の状態	11.8%	9.9%	11.2%	7.5%	11.4%
		水抜き管の状態	6.0%	3.9%	5.8%	2.5%	5.7%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	16.5%	15.6%	15.4%	14.9%	16.5%
		高置水槽上部の状態	3.8%	2.4%	3.1%	2.3%	3.9%
		高置水槽内部の状態	15.6%	13.0%	10.8%	9.5%	10.5%
		マンホールの状態	20.5%	18.2%	19.5%	12.1%	17.2%
		オーバーフロー管の状態	10.7%	7.9%	11.8%	4.9%	9.3%
		通気管の状態	15.9%	16.6%	15.7%	14.9%	16.6%
		水抜き管の状態	4.7%	3.0%	3.6%	1.6%	5.5%
	他	給水管等の状態	2.2%	2.6%	8.2%	8.2%	3.8%
水 質 検 査	臭気		0.3%	0.6%	0.4%	0.3%	0.1%
	味		0.7%	0.3%	0.7%	0.1%	0.0%
	色		1.2%	1.1%	1.2%	0.6%	0.4%
	色度		2.6%	2.0%	2.1%	1.3%	1.3%
	濁度(濁りを含む)		0.9%	1.3%	0.7%	0.1%	1.5%
	残留塩素		28.2%	25.9%	26.3%	29.3%	29.2%
書類の整備保存の状況			16.1%	17.2%	19.2%	8.5%	14.0%

注)

※1：報告施設数は、平成15年7月23日付厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。

※2：報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。

・ 検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表１－３－２ 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
報告施設数		738	698	668	693	686
報告率		0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	2.4%	3.6%	6.3%	8.7%	3.2%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	6.5%	4.4%	3.6%	2.7%	5.1%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	29.7%	26.4%	28.0%	32.0%	31.2%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	8.1%	5.4%	6.3%	4.5%	4.8%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	56.1%	47.3%	50.0%	46.8%	45.9%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	16.4%	13.3%	25.3%	18.0%	9.8%

注)

- ※1： 報告施設数は、平成15年7月23日付厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。
- ※2： 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。
- ・ 内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表１－４ 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成20年度)

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県	3,735	1,155	320	7
保健所設置市	6,161	2,945	786	1
特別区	75	22	8	0
合計	9,971	4,122	1,114	8

表1－5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成 21 年度)

(都道府県) 保健所設置市、特別区を除く

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※ (%)
北海道	2,838	2,003	70.6
青森	841	793	94.3
岩手	1,109	831	74.9
宮城	1,438	1,322	91.9
秋田	608	569	93.6
山形	1,151	571	49.6
福島	1,847	1,406	76.1
茨城	3,525	2,751	78.0
栃木	2,015	1,220	60.5
群馬	2,147	1,520	70.8
埼玉	10,599	6,823	64.4
千葉	5,399	4,928	91.3
東京	8,261	7,668	92.8
神奈川	4,217	3,880	92.0
新潟	1,828	1,117	61.1
富山	510	434	85.1
石川	618	460	74.4
福井	760	583	76.7
山梨	1,478	1,091	73.8
長野	1,770	1,413	79.8
岐阜	1,279	1,249	97.7
静岡	3,446	2,769	80.4
愛知	4,429	4,099	92.5
三重	1,678	1,156	68.9
滋賀	1,669	1,242	74.4
京都	1,776	1,145	64.5
大阪	7,463	5,706	76.5
兵庫	4,385	3,839	87.5
奈良	1,258	1,053	83.7
和歌山	501	478	95.4
鳥取	870	816	93.8
島根	923	741	80.3
岡山	518	481	92.9
広島	1,435	1,178	82.1
山口	1,426	872	61.2
徳島	1,088	667	61.3
香川	773	610	78.9
愛媛	1,331	689	51.8
高知	295	284	96.3
福岡	1,627	1,609	98.9
佐賀	1,283	1,067	83.2
長崎	586	495	84.5
熊本	478	469	98.1
大分	594	554	93.3
宮崎	554	345	62.3
鹿児島	883	872	98.8
沖縄	2,840	2,728	96.1
合計	98,347	78,596	79.9

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※ (%)
札幌市	3,593	2,928	81.5
小樽市	239	223	93.3
函館市	480	345	71.9
旭川市	446	349	78.3
青森市	453	378	83.4
盛岡市	831	529	63.7
仙台市	4,178	3,110	74.4
秋田市	530	477	90.0
郡山市	747	554	74.2
いわき市	457	399	87.3
宇都宮市	1,164	818	70.3
前橋市	751	392	52.2
さいたま市	3,000	1,922	64.1
川崎市	792	569	71.8
千葉市	1,640	1,392	84.9
船橋市	1,142	896	78.5
柏市	560	503	89.8
八王子市	799	613	76.7
横浜市	8,893	7,601	85.5
川崎市	3,329	3,018	90.7
横須賀市	615	427	69.4
藤沢市	907	0	0.0
相模原市	1,134	1,092	96.3
新潟市	1,537	1,408	91.6
富山市	456	410	89.9
金沢市	487	440	90.3
長野市	440	335	76.1
岐阜市	397	362	91.2
静岡市	1,338	1,180	88.2
浜松市	1,108	988	89.2
名古屋市	5,614	5,037	89.7
豊橋市	560	343	61.3
豊田市	593	481	81.1
岡崎市	575	397	69.0
四日市市	246	205	83.3
大津市	743	533	71.7
京都市	3,718	3,385	91.0
大阪市	8,224	6,607	80.3
堺市	1,217	1,028	84.5
東大阪市	839	680	81.0
高槻市	311	275	88.4
神戸市	2,804	2,362	84.2
尼崎市	956	790	82.6
西宮市	1,337	1,134	84.8
姫路市	1,147	1,017	88.7
奈良市	630	569	90.3
和歌山市	690	602	87.2
岡山市	1,170	1,053	90.0
倉敷市	489	440	90.0
広島市	2,815	2,437	86.6
呉市	450	331	73.6
福山市	638	503	78.8
下関市	504	277	55.0
高松市	852	852	100.0
松山市	1,100	544	49.5
高知市	480	469	97.7
福岡市	4,679	4,183	89.4
久留米市	338	209	61.8
北九州市	2,842	2,108	74.2
大牟田市	127	125	98.4
長崎市	788	679	86.2
佐世保市	449	309	68.8
熊本市	1,133	1,068	94.3
大分市	772	733	94.9
宮崎市	521	464	89.1
鹿児島市	934	878	94.0
合計	93,728	76,765	81.9

本表は、保健所の設置市、特別区を除いた

各都道府県の検査実績を示す。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。

(特別区)

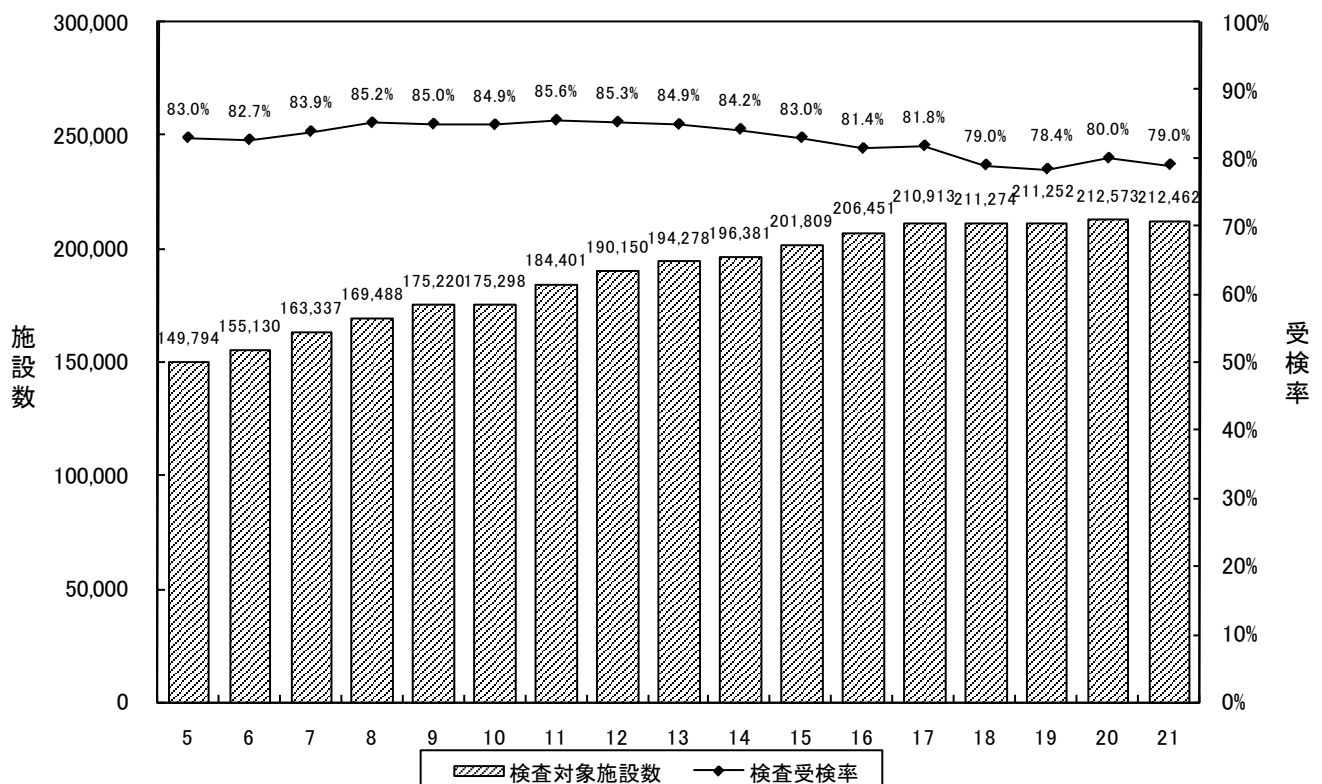
	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※ (%)
千代田	1,208	1,091	90.3
中央	1,470	1,044	71.0
港	1,599	1,466	91.7
新宿	1,561	804	51.5
文京	496	396	79.8
台東	562	465	82.7
墨田	527	395	75.0
江東	1,011	0	0.0
品川	996	510	51.2
目黒	451	427	94.7
大田	1,135	0	0.0
世田谷	1,153	1,040	90.2
渋谷	986	824	83.6
中野	466	0	0.0
杉並	517	35	6.8
豊島	780	147	18.8
北	575	542	94.3
荒川	365	326	89.3
板橋	1,000	810	81.0
練馬	948	0	0.0
足立	1,024	937	91.5
葛飾	777	663	85.3
江戸川	780	643	82.4
合計	20,387	12,565	61.6

(合計)

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※
都道府県	98,347	78,596	79.9
保健所 設置 市	93,728	76,765	81.9
特別区	20,387	12,565	61.6
合計	212,462	167,926	79.0
平成 20 年度	212,573	170,064	80.0

※特別区内のビル管理法の適用のある簡易
専用水道の一部(延べ面積 10,000m² 以上)
については、東京都分として計上した。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。



※ 平成 20 年度までの検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等が把握している検査を実施した施設数及び簡易専用水道検査機関から収集した検査実績をもとに厚生労働省で集計した。平成 21 年度の検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等の取組を明確にするため、都道府県等が把握している検査を実施した施設数を集計している。

図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

(2)小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表 2－1、2－2 に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表 2－3 のとおりである。

表2－1 小規模貯水槽水道の設置状況(平成21年度)

	平成17	平成18	平成19	平成 20	平成 21
検査対象施設数	888,469	893,770	883,329	907,843	912,984
検査実施施設数	27,125	25,660	23,316	23,463	27,280
受検率	3.1%	2.9%	2.6%	2.6%	3.0%

表2－2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移(平成 21 年度)

			平成17	平成18	平成19	平成 20	平成 21
検査指摘施設数			10,014	9,064	8,023	7,298	9,436
	検査指摘率		36.9%	35.3%	36.7%	31.1%	34.6%
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	10.0%	20.9%	14.0%	11.1%	14.1%
		受水槽本体の状態	3.2%	10.0%	9.8%	10.9%	10.6%
		受水槽上部の状態	1.6%	4.8%	5.1%	4.8%	5.1%
		受水槽内部の状態	11.3%	18.1%	20.5%	12.4%	16.4%
		マンホールの状態	19.8%	28.7%	25.1%	21.7%	22.4%
		オーバーフロー管の状態	12.7%	18.5%	14.6%	12.8%	13.0%
		通気管の状態	4.0%	11.3%	12.3%	12.6%	10.5%
		水抜き管の状態	4.8%	8.3%	9.1%	10.7%	10.9%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	3.2%	6.5%	1.7%	7.0%	5.8%
		高置水槽上部の状態	0.8%	1.8%	3.5%	1.8%	1.7%
		高置水槽内部の状態	6.0%	13.0%	15.7%	9.6%	10.0%
		マンホールの状態	14.0%	27.9%	21.0%	19.6%	17.0%
		オーバーフロー管の状態	8.8%	16.0%	8.9%	8.8%	8.6%
		通気管の状態	4.3%	12.2%	12.4%	13.9%	11.1%
		水抜き管の状態	1.8%	3.5%	3.5%	4.0%	2.8%
	他	給水管等の状態	0.3%	0.8%	0.9%	1.7%	1.2%
水 質 検 査	臭気		0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
	味		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	色		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	色度		0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%
	濁度(濁りを含む)		0.1%	0.4%	0.1%	0.2%	0.1%
	残留塩素		0.8%	1.1%	7.5%	1.4%	2.0%
書類の整備保存の状況			32.6%	34.8%	30.7%	37.0%	37.8%

注)

- ・上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設である。
- ・検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成22年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設	保健所設置市	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H15.1	全施設	札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
青森県	要領	S62.8.21	5m3超	小樽市	要領	H1.1.20	全施設
岩手県	要領	H15.3.31	全施設	函館市	要領	H1.5.1	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超	旭川市	要領	H18.4.1	全施設
秋田県	要領	S62.4.1	全施設	青森市	要領	H19.10.1	5m3超
山形県	要領	H3.11.20	全施設	盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超	仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	要領	H1.10.1	全施設		条例	S50.7.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3以上	秋田市	要領	H10.4.1	全施設
栃木県	要領	H1.6.15	全施設	郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
群馬県				いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
埼玉県					要領	H12.4.1	5m3以下
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上		条例	S44.10.17	全施設
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)	宇都宮市	要綱	H20.5.20	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)	前橋市			
				さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
新潟県	要綱	H14.10.18	全施設	川越市	条例	H15.4.1	全施設
富山県				千葉市	条例	H4.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設		要領	H12.6.1	50人以上
福井県	要領	S63.4.1	全施設	船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
山梨県	要領	H18.4.1	全施設	柏市	条例	H20.4.1	50人以上
長野県	要綱	S61.11.1	全施設		条例	S36.12.25	50人未満
岐阜県				八王子市	条例	H19.4.1	全施設
静岡県				横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
愛知県	要領	S62.4.1	全施設		要綱	H18.12.22	〃
	要領	H3.4.1	全施設	川崎市	条例	H7.7.31	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
三重県	条例	S41.7.5	50人以上		要綱	S62.12.8	〃
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設	横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設	藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
大阪府	要領	H3.6.1	全施設				
兵庫県	要領	H17.4.1	全施設	相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
奈良県					要綱	H19.4.1	全施設
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設	新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設	富山市			
島根県				金沢市	要領	H16.4.1	全施設
岡山県	要領	H16.4.1	全施設	長野市	要綱	H11.1.1	全施設
広島県	要領	H5.12.1	全施設	岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
山口県				静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設	浜松市	要領	H15.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設	名古屋市	要綱	S.52.1.1	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設	豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
高知県	要領	H3.1.1	全施設	豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	要領	H9.8.1	全施設		その他	H16.2.12	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設	岡崎市	条例	H18.9.9	全施設
佐賀県				四日市市	要領	H16.4.1	全施設
長崎県	要領	S59.7.1	全施設	大津市	条例	H14.12.20	全施設
熊本県					要綱	H21.4.1	全施設
大分県	要綱	S60.4.1	全施設	京都市	要領	H2.10.29	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設				
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設				
沖縄県	要領	S60.7.15	全施設				

保健所設置市	種類	施行日	対象施設	特 別 区	種類	施行日	対象施設
大 阪 市	要綱	S60.4.1	全施設	千 代 田 区	要綱	S59.5.1	全施設
堺 市	要綱	H6.4.1	全施設	中 央 区	要綱	S59.7.1	全施設
東 大 阪 市	要領	H3.6.1	全施設		要領	S59.7.1	全施設
	要領	S61	全施設	港 区	要綱	H6.4.1	全施設
高 槻 市	要領	H15.4.1	全施設		要領	H6.4.1	全施設
神 戸 市	要綱	H11.4.1	全施設	新 宿 区	要綱	S59.4.1	全施設
尼 崎 市	要綱	S60.10.15	全施設	文 京 区	要綱	S59.3.31	全施設
西 宮 市	要綱	H14.11.22	全施設	台 東 区	要綱	S59.6.1	全施設
姫 路 市	要綱	H15.4.1	全施設	墨 田 区	要綱	S60.4.1	全施設
	要領	H16.4.1	全施設	江 東 区	要綱	S60.5.24	全施設
奈 良 市	条例	H15.4.1	全施設	品 川 区	要綱	S60.4.1	全施設
和 歌 山 市					要領	S60.4.1	全施設
岡 山 市	要領	H15.4.1	全施設	目 黒 区	要綱	S.59.5.1	全施設
倉 敷 市	要領	H13.11.29	全施設		要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
広 島 市	要領	H22.3.19	全施設	大 田 区	要綱	S52.4.1	全施設
呉 市	要綱	S62.4.1	全施設	世 田 谷 区	要綱	H10.4.1	全施設
福 山 市	要領	H10.4.1	全施設	渋 谷 区	要綱	H5.6.1	全施設
下 関 市	条例	H17.2.13	全施設		要領	H5.6.1	全施設
高 松 市	要綱	H11.12.1	全施設	中 野 区	要綱	S61.10.30	全施設
松 山 市	要領	H17.4.1		杉 並 区	要綱	S59.6.1	全施設
高 知 市	要綱	H16.7.1	全施設		要領	S59.6.8	全施設
福 岡 市	要領	S64.1.1	全施設	豊 島 区	要綱	S59.4.1	全施設
久 留 米 市					要領	S59.4.1	全施設
北 九 州 市	要領	H15.4.1	全施設	北 区	要綱	S59.7.1	全施設
大 牟 田 市	要領	H11.4.1	全施設	荒 川 区	要綱	S60.5.1	全施設
長 崎 市	要綱	H15.4.1	全施設	板 橋 区	要綱	S55.9.30	全施設
佐 世 保 市	(要領)			練 馬 区	要綱	S59.6.1	全施設
熊 本 市	要綱	H5.7.1	全施設	足 立 区	要綱	S59.5.1	全施設
大 分 市	要綱	H15.4.1	全施設		要領	H10.11.4	全施設
宮 崎 市	要領	H15.4.1	全施設	葛 飾 区	要綱	S59.9.1	全施設
鹿 児 島 市	要領	H15.4.1	全施設	江 戸 川 区	要綱	S52.5.23	全施設

○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

貯水槽水道全体の規模別施設数、受検施設数、不適合施設数などの全国計は表 2－4 のとおりである。また、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図 2－1、2－2 に示す。

表2－4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成 21 年度全国計)

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
小規模貯水槽水道	全体計※	912,984	27,280	3.0%	9,436	34.6%	1,164	2,624
	5m ³ <V≤10m ³	154,001	13,773	8.9%	4,916	35.7%	641	1,189
	0m ³ <V≤5m ³	630,176	7,438	1.2%	3,428	46.1%	523	1,405
簡易専用水道	全体計※	212,462	167,926	79.0%	46,206	27.5%	5,565	11,421
	100m ³ <V	7,561	5,720	75.7%	1,012	17.7%	223	287
	80m ³ <V≤100m ³	5,210	4,017	77.1%	844	21.0%	181	257
	60m ³ <V≤80m ³	7,770	6,174	79.5%	1,395	22.6%	249	396
	40m ³ <V≤60m ³	19,561	15,440	78.9%	3,850	24.9%	579	1,045
	20m ³ <V≤40m ³	63,034	50,991	80.9%	14,472	28.4%	1,802	3,668
	10m ³ <V≤20m ³	92,065	66,531	72.3%	21,719	32.6%	2,531	5,759

注)

※「全体計」には容量を把握していない施設数も含まれるため、容量毎の施設数の合計と全体計は一致しない。

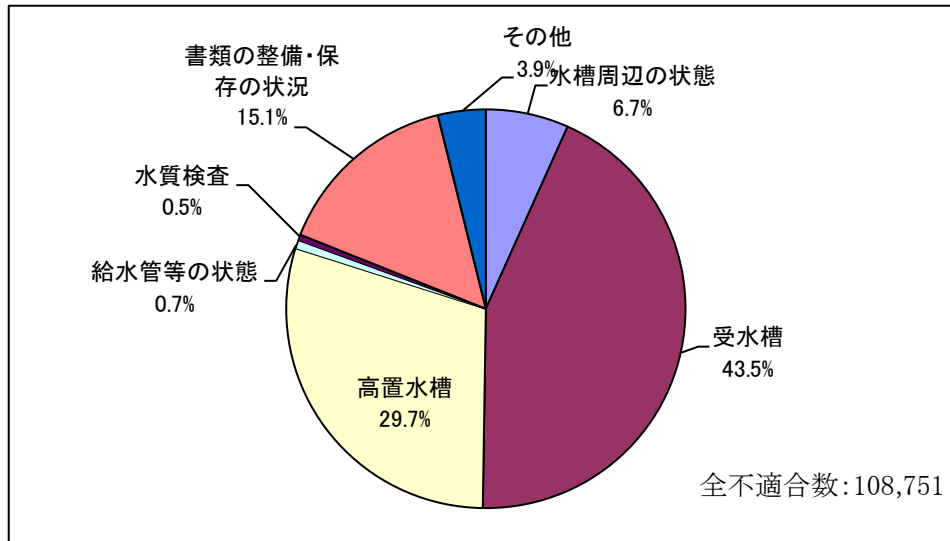


図2-1 簡易専用水道の不適合項目区別割合(平成 21 年度)

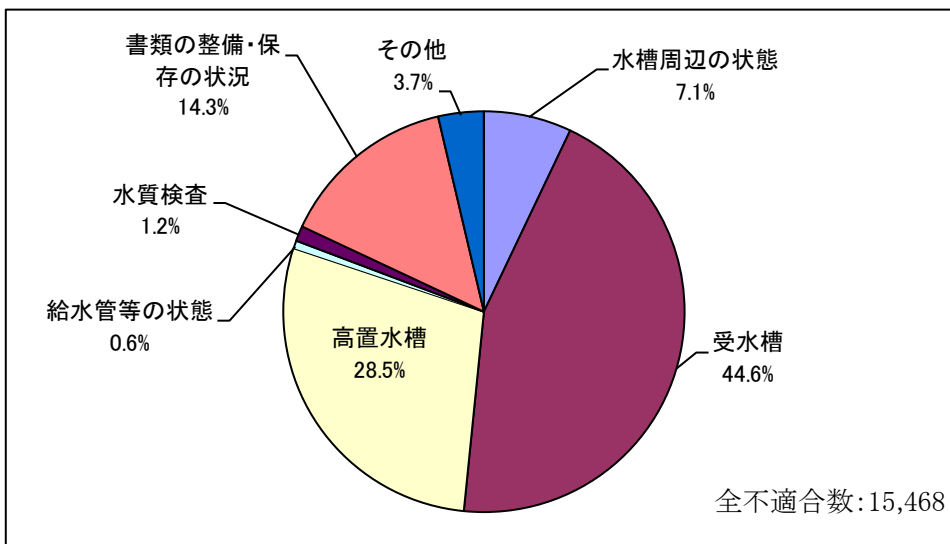


図2-2 小規模貯水槽水道の不適合項目区別割合(平成 21 年度)

注)

- ・ 図2-1は表1-2、図2-2は表2-2に示す指摘件数を区別に集計し、その総計に対する百分率である。
- ・ その他とは、地方公共団体の機関及び登録検査機関が独自に規定した検査項目である。

(3) 飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況並びに水質基準超過井戸の対応状況は、表 3－1 から 3－6、図 3－1 から 3－2 のとおりである。また、条例等による規制別飲用井戸水質検査実施状況は表 3－7、都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況は表 3－8、飲用井戸等に係る条例、要綱等の制定状況は表 3－9 のとおりである。

① 一般項目水質検査状況

表 3－1 一般項目※¹に係る水質検査状況(平成 21 年度)

	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21
検査井戸数※ ²	55,752	56,831	56,831	46,469	38,990
基準超過井戸数(超過率※ ³)	14,833 (26.6%)	12,815 (22.5%)	12,815 (22.5%)	10,378 (22.3%)	8,278 (21.2%)
一般細菌	6,619 (13.5%)	7,239 (13.3%)	7,239 (13.3%)	5,851 (12.6%)	4,865 (12.5%)
大腸菌(群)	2,985 (6.1%)	3,001 (5.5%)	3,001 (5.5%)	3,123 (6.7%)	2,515 (6.5%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	2,672 (5.6%)	2,472 (4.8%)	2,472 (4.8%)	1,616 (3.5%)	1,458 (3.7%)
その他項目※ ¹	6,161 (7.9%)	6,780 (8.1%)	6,780 (8.1%)	5,999 (12.9%)	5,540 (14.2%)

表 3－2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成 21 年度)

年 度	対 応 状 況※ ⁴									
	専 用 井 戸※ ⁵					併 用 井 戸※ ⁵				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成 16	927	1,701	771	520	3,919	2,282	701	341	186	3,510
平成 17	274	517	615	834	2,240	1,401	471	141	239	2,252
平成 18	208	459	539	446	1,652	1,162	241	55	298	1,756
平成 19	221	1,104	751	188	2,264	1,091	233	270	103	1,697
平成 20	187	346	172	298	1,003	742	192	45	60	1,039
平成 21	154	446	100	316	1,016	557	135	24	70	786

注)

- ※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌(群)、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目(塩化物イオン、有機物等、pH 値、味、臭気、色度及び濁度)をいう。
- ※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
 - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

② トリクロロエチレン等項目の水質検査状況

表3-3 トリクロロエチレン等※¹の水質基準超過状況(平成 21 年度)

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
検査井戸数※ ²	6,466	5,577	4,867	4,697	5,564
基準超過井戸数(超過率※ ³)	277 (4.3%)	259 (4.6%)	177 (3.6%)	167 (3.6%)	188 (3.4%)
四塩化炭素	14 (0.5%)	7 (0.3%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	1 (0.0%)
1,4-ジオキサン※ ¹	- (-)	- (-)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,1-ジクロロエチレン	14 (0.5%)	10 (0.3%)	6 (0.2%)	7 (0.1%)	- (-)
シス-1,2-ジクロロエチレン	18 (0.6%)	25 (0.8%)	19 (0.7%)	16 (0.3%)	- (-)
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	22 (0.4%)
ジクロロメタン	- (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0%)
テトラクロロエチレン	216 (4.2%)	191 (3.7%)	138 (3.1%)	109 (2.3%)	99 (1.8%)
トリクロロエチレン	99 (2.0%)	121 (2.3%)	71 (1.6%)	41 (0.9%)	32 (0.6%)
ベンゼン	- (-)	- (-)	2 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)
1,2-ジクロロエタン※ ¹	1 (0.1%)	1 (0.1%)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン※ ¹	0 (0.0%)	1 (0.0%)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等※ ¹	4 (0.1%)	3 (0.1%)	- (-)	- (-)	- (-)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況(平成 21 年度)

年 度	対 応 状 況※ ⁴							
	専 用 井 戸※ ⁵				併 用 井 戸※ ⁵			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成 16	19	19	28	66	153	6	16	175
平成 17	21	30	10	61	93	16	4	113
平成 18	48	16	3	67	76	6	3	85
平成 19	127	21	2	150	43	6	2	51
平成 20	102	7	38	147	90	5	6	101
平成 21	124	13	36	173	101	2	3	106

注)

※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。1,4-ジオキサンについては平成 19 年度から集計している。

※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

- ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

③ その他水質基準項目水質検査状況

表3-5 その他項目^{※1}の水質基準超過状況(平成 21 年度)

	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21
検査井戸数 ^{※2}	18,399	18,465	21,573	19,439	19,371
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	1,307 (7.1%)	1,517 (8.2%)	1,502 (7.0%)	1,852 (9.5%)	1,414 (7.3%)
ヒ素	231 (6.3%)	193 (3.8%)	228 (5.3%)	187 (1.0%)	172 (0.9%)
フッ素	293 (7.3%)	371 (7.8%)	410 (8.1%)	402 (2.1%)	320 (1.7%)
水銀	18 (0.7%)	20 (0.7%)	7 (0.3%)	4 (0.0%)	3 (0.0%)
六価クロム	8 (0.3%)	7 (0.2%)	41 (1.3%)	5 (0.0%)	12 (0.1%)
その他水質基準項目 ^{※4}	936 (4.8%)	1,259 (7.1%)	1,428 (6.1%)	1,847 (9.5%)	1,444 (7.5%)

表3-6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成 21 年度)

年 度	対 応 状 況 ^{※5}					
	専 用 井 戸 ^{※6}			併 用 井 戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成 16	79	105	184	309	8	317
平成 17	60	111	171	171	26	197
平成 18	84	102	186	175	48	223
平成 19	151	66	217	234	73	307
平成 20	140	197	337	90	24	114
平成 21	129	89	218	92	18	110

注)

- ※1: その他項目とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。
- ※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガン、硬度等)である。
- ※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
- ※7: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。
 - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

④ 全体（基準値超過井戸状況、対策状況）

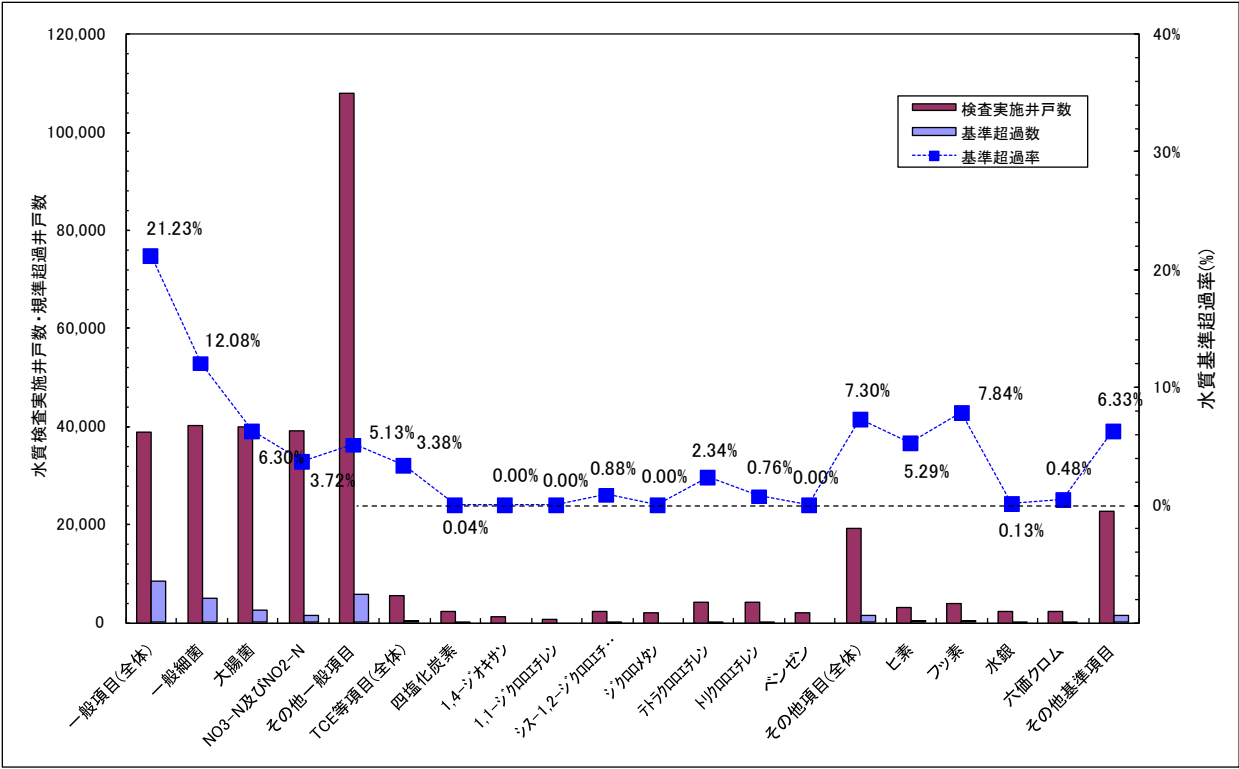


図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況(平成 21 年度)

表3-7 規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況(平成 21 年度)

規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	(638)	334	156	166
	その他	(5,045)	3,053	1,153	2,221
	小計	(5,683)	3,387	1,309	2,387
要綱・要領等対象施設	一般飲用井戸	395,977 (66,857)	12,324	1,344	6,075
	業務用飲用井戸	35,908 (8,087)	5,393	308	2,190
	その他の井戸	116,535 (45,526)	6,075	549	2,604
	小計	548,420 (120,470)	23,792	2,201	10,869
規制対象外施設	一般飲用井戸	146,322 (74,690)	5,551	1,951	3,806
	業務用飲用井戸	4,783 (3,477)	1,083	351	227
	その他の井戸	113,471 (8,809)	6,268	192	2,697
	小計	264,576 (86,976)	12,902	2,494	6,730
合計		818,679 (213,129)	40,081	6,004	19,986

注)

一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
その他の井戸とは、一般用・業務用の区別ができない給水施設。
設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。

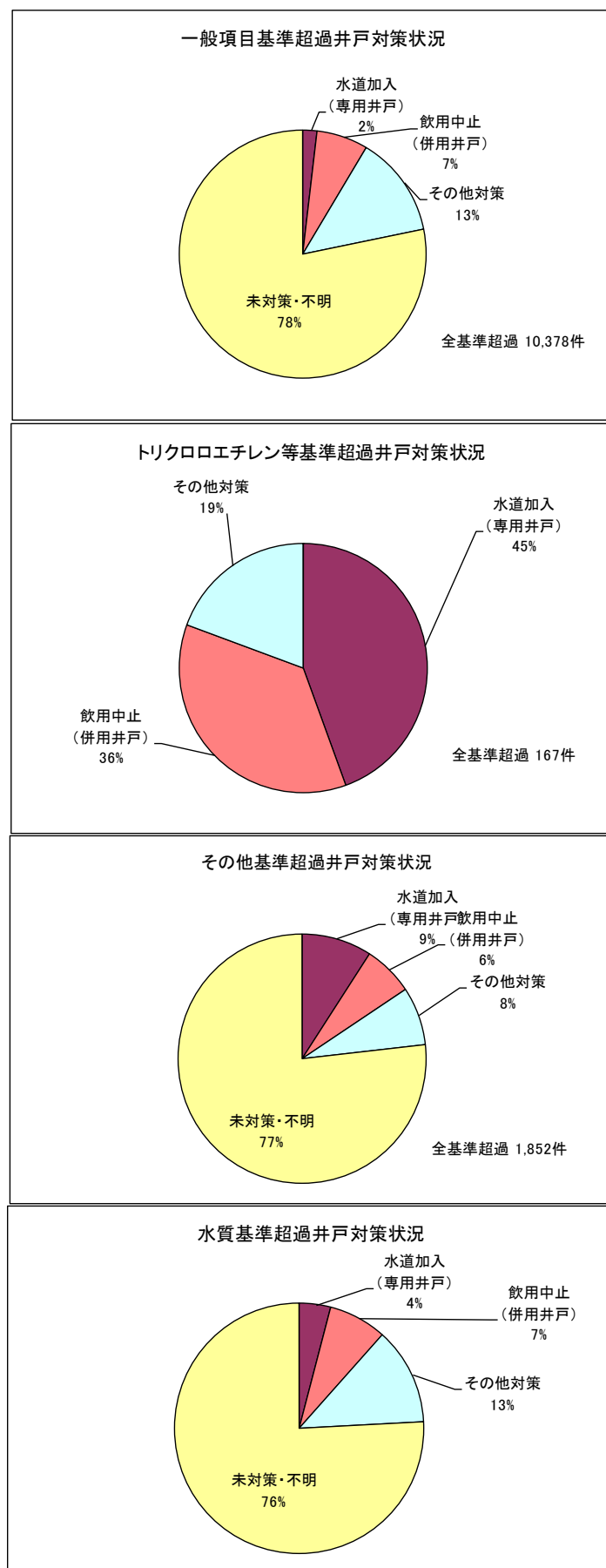


図3-2 基準超過飲用井戸の対策実施状況（平成 21 年度）

注）その他対策とは、表3-2, 4, 6に示す専用井戸の水道加入及び併用井戸の飲用中止以外の対策であり、専用井戸と併用井戸を合計したもの。未対策・不明とは、基準超過井戸のうち、その後の対応がなされていない又は把握されていないものを指す。

表3-8 都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況(平成21年度)

啓発・指導等を実施した都道府県等数 (啓発・指導等を実施した割合)

各種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定		
規制状況別都道府県等数	43		76			61		
啓発・指導等の内容	公営	その他	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸
検査項目・結果への助言	22	32	40	27	22	26	14	10
	(51.2%)	(74.4%)	(93.0%)	(62.8%)	(51.2%)	(60.5%)	(32.6%)	(23.3%)
周辺汚染情報の提供	12	16	17	10	11	6	4	3
	(27.9%)	(37.2%)	(39.5%)	(23.3%)	(25.6%)	(14.0%)	(9.3%)	(7.0%)
条例等による水質検査の指導	23	32	26	20	11	4	0	1
	(53.5%)	(74.4%)	(60.5%)	(46.5%)	(25.6%)	(9.3%)	(0.0%)	(2.3%)
設置届出指導	15	23	7	5	3	1	0	0
	(34.9%)	(53.5%)	(16.3%)	(11.6%)	(7.0%)	(2.3%)	(0.0%)	(0.0%)
PR パンフレット	12	17	20	17	15	10	3	5
	(27.9%)	(39.5%)	(46.5%)	(39.5%)	(34.9%)	(23.3%)	(7.0%)	(11.6%)
研修会、講習会	6	7	3	2	4	1	0	0
	(14.0%)	(16.3%)	(7.0%)	(4.7%)	(9.3%)	(2.3%)	(0.0%)	(0.0%)

注)

※ 対象外・未制定とは、条例・要領等を制定している都道府県等が対象外施設に対して行った啓発・指導等と条例・要領等を制定していない都道府県等が行った啓発・指導等の合計。

表3－9 飲用井戸に係る条例・要綱等制定状況(平成 22 年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設	保健所設置市	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設	札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下	小樽市	要領	H1.1.20	全施設
	要領	S62.8.21	全施設	函館市	要領	H1.5.1	全施設
岩手県	条例	S33.7.10	1日の利用者が100人超	旭川市	要領	H18.4.1	全施設
	要領	H16.2.13	全施設	青森市	要領	H19.10.1	全施設
宮城県	条例	S50.3.19	30人以上	盛岡市			
秋田県	条例	S35.7.1	30人以上100人以下	仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
	要領	S62.4.1	30人未満		要綱	H12.4.1	30人未満
山形県	条例	S44.4.1	50人以上	秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要領	H3.11.20	全施設		要領	H10.4.1	30人未満
福島県	条例	S54.10.1	50人超	郡山市	条例	H8.12.20	50人超
	要領	H1.10.1	50人以下	いわき市	条例	H11.4.1	50人超
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅		要領	H12.4.1	50人以下
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校	宇都宮市	条例	S38.10.8	50人以上
	要領	H1.6.15	50人未満		要領	H14.4.1	50人未満
群馬県	条例	S33.11.1	30人以上	前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上	さいたま市	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上	川越市	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)	千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
	要綱	S62.10.1	全施設	船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)	柏市	条例	H20.4.1	50人以上
	要綱	S63.8.1	全施設	八王子市	条例	H19.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟県	条例	S33.4.1	30人以上100人以下		要綱	H19.4.1	全施設
富山県	要領	H14.4.22	全施設	横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
石川県	要領	H21.4.1	全施設(天水を利用する施設は除く)		その他	H16.10.28	専ら一戸の住宅
福井県	要領	S63.4.1	全施設	川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
山梨県	要領	H14.12.4	全施設		要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)	横須賀市	要領	S62.4.1	全施設
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設	藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
静岡県				相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
愛知県	要領	S62.4.1	全施設	新潟市	条例	H12.4.1	食品営業施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上	富山市			
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設	金沢市	要領	H16.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上	長野市	要綱	H11.4.1	20人以上
大阪府	条例	S33.4.1	50人以上または1日最大給水量7.5m3以上のもの		要綱	H5.12.1	全施設
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの	岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上	静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
	要領	H17.4.1	全施設	浜松市	要領	H15.4.1	全施設
奈良県				名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
和歌山県	条例	H19.7.20	全施設	豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設	豊田市	条例	H12.4.1	食品営業施設
島根県					その他	H11.1.8	全施設
岡山県	要領	H1.4.1	全施設	岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
広島県	要領	H5.12.1	全施設	四日市市	条例	S41.7.5	50人以上
山口県					要綱	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設	大津市	要領	H2.10.29	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設	京都市			
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設	大阪市			
高知県	要領	H3.1.1	全施設	堺市			
福岡県	要領	S63.4.1	全施設	東大阪市	要領	S63.4.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上100人以下	高槻市	要領	H15.4.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
長崎県					要領	H15.4.1	〃
熊本県				神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
大分県	条例	S33.11.1	50人以上	尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設	西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設	姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
鹿児島県				奈良市			
沖縄県				和歌山市			
特別区	種類	施行日	対象施設	岡山市	要領	H6.4.1	全施設
新宿区	要綱	S62.11.18	全施設	倉敷市	(要領)		全施設
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設	広島市	要領	H21.5.22	全施設
大田区	その他	H10.7.1	全施設	呉市	(要領)		全施設
北区	要綱	S63.6.1	全施設	福山市	要領	H10.4.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設	下関市			
				高松市	要綱	H11.12.1	全施設
				松山市	条例	H12.4.1	50人以上
					要領	H17.4.1	全施設
				高知市	要綱	H10.4.1	全施設
				福岡市	要領	S64.1.1	全施設
				久留米市			
				北九州市	要領	S62.4.1	全施設
				大牟田市	要領	H17.4.1	全施設
				長崎市	要綱	H15.4.1	全施設(個人用除く)
				佐世保市			
				熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
				大分市	(条例)	S33.11.1	50人以上
					(要領)	H16.4.1	全施設
				宮崎市	要領	H16.4.1	全施設
				鹿児島市			

特別区 23 区のうち、この他の 18 区は飲用井戸等の管理に関する要綱等を策定していない。()は、国の要領や県の条例・要領等を適用しているもの。